

## 泉大津市健康アプリ導入・運用業務プロポーザル実施要領

### 1. 目的

本要領は、本市が導入する健康アプリに係る導入・運用業務を受託者が実施するに当たり、公募型プロポーザル方式によりその委託契約の相手方となる候補者を選定する手続きについて必要な事項を定め、本市の示す条件に最も適した事業者を厳正かつ公平に選定することを目的としたものである。

### 2. 事業概要

#### (1) 事業名

泉大津市健康アプリ導入・運用業務

#### (2) 事業内容

「泉大津市健康アプリ導入・運用業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日

#### (4) 提案上限額

15,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

※アプリ整備費・令和5年度中の運用費を含む。

### 3. 参加資格

参加表明書の提出日時時点で、以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- (3) 泉大津市暴力団排除条例(平成24年泉大津市条例1号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (4) 次のいずれかに該当する法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人でないこと。
  - ①旧会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項若しくは第2項又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者
  - ②民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者
  - ③会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第2項の規定による通告がなされている者
- (5) 仕様書に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。

#### 4. プロポーザル実施スケジュール

| 項番 | 手続等              | 期限等                              |
|----|------------------|----------------------------------|
| 1  | 募集開始             | 令和5年6月30日(金)                     |
| 2  | 参加表明書提出期間        | 令和5年6月30日(金)～7月11日(火)            |
| 3  | 質疑書提出期間          | 令和5年6月30日(金)～7月7日(金)             |
| 4  | 質疑書回答日           | 令和5年7月10日(月)                     |
| 5  | 企画提案書提出期間        | 令和5年7月12日(水)～7月28日(金)            |
| 6  | 辞退届提出期限          | 令和5年7月28日(金)                     |
| 7  | 第1次審査(書面審査)      | 令和5年7月31日(月)<br>※応募者が4者以上あった場合のみ |
| 8  | 第1次審査結果通知        | 令和5年8月1日(火)<br>※応募者が4者以上あった場合のみ  |
| 9  | 第2次審査(プレゼンテーション) | 令和5年8月4日(金)                      |
| 10 | 結果通知・結果公表        | 令和5年8月7日(月)                      |
| 11 | 契約締結             | 令和5年8月上旬予定                       |

#### 5. 参加表明

「3. 参加資格」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記の必要書類をすべて揃えて提出すること。なお参加表明書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けないため留意すること。

##### (1) 提出書類

①参加表明書(様式1)

②会社概要書(様式2)

③業務実績書(様式3)

※他自治体における本業務と同種・同等の業務実績を記入すること

※業務実績書記載の契約案件の契約書の写しを添付すること。(開示する事が出来ない項目がある場合は、当該部分を黒塗りすること)

令和5、6年度泉大津市入札参加資格を有していない場合は以下の書類を合わせて提出すること

④決算報告書 直前1年分に係る決算報告書一式

⑤登記簿謄本

⑥納税証明書 本店に係る法人税及び消費税(国税)。本市に本店又は営業所がある場合は、本市が課税しているものすべて(参加表明書の提出日から遡って3カ月以内に発行されたもの)

⑦印鑑証明書 法務局が発行したもの(参加表明書提出日から遡って3カ月以内に発行されたもの)

⑧使用印鑑届(様式4-1)

⑨障害者雇用促進法に係る雇用状況調べ（様式4-2）

(2) 提出方法

提出書類は持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、泉大津市役所の閉庁日を除き、平日の午前8時45分から午後5時15分までの時間帯に限る。郵送の場合は、配達記録が残る方法で提出期限日必着とする。

(3) 提出期間

令和5年6月30日（金）から7月11日（火）まで

(4) 提出先

泉大津市政策推進部政策推進課（詳細は「11. 事務局」のとおり）

(5) 提出書類作成の留意事項

①提出された参加申込に関する書類の修正又は変更は出来ない。

②提出された参加申込に関する書類は返却しない。

(6) 参加の承認

参加承認の可否については、令和5年7月12日（水）までに、参加申込書に記載された担当者E-mailアドレスに電子メールで通知する。

(7) 質疑の提出及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

①提出書類

質問書（様式5）

②提出方法

電子メール

（ア）件名は「プロポーザル質疑：会社名」と記載すること。

（イ）電子メール以外での質問には回答しない。

③提出期間

令和5年6月30日（金）から7月7日（金）正午まで

④提出先

「5. 参加表明」の「(4) 提出先」と同様とする。

⑤回答日

令和5年7月10日（月）

⑥回答方法

各事業者からの質問事項をすべて取りまとめ、市のホームページにおいて掲示する。

⑦その他

「③提出期間」を過ぎた質問等、指定した方法以外による質問には回答しないため留意すること。

6. 企画提案書等の提出

参加承認を受けた参加事業者は、仕様書等に基づき最適な提案を行うものとする。なお提案に当たっては、企画提案書等として以下のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類・提出部数

|                |                    |
|----------------|--------------------|
| ① 企画提案届出書（様式6） | 正本1部               |
| ② 企画提案書（任意様式）  | 1部として整理し、正本1部、副本5部 |
| ③ 機能要件一覧（様式8）  |                    |
| ④ 工程表（任意様式）    |                    |
| ⑤ 見積書（任意様式）    | 正本1部               |

(2) 提案書類等の作成要領

①企画提案届出書（様式6）

②企画提案書（任意様式）

(ア) A4版・横書き・文字サイズ11.0ポイント以上・両面印刷・カラーで30ページ以内を原則とする。

(イ) 仕様書の内容を踏まえ、以下の各事項に対する具体的な内容を記載すること

i) 提案全体の考え方

ii) 健康アプリの概要

- ・健康アプリの機能に関すること
- ・市が要望するホーム画面やポータル機能実装に関すること
- ・管理機能の仕組み、データの抽出や表示方法など

いずれもアプリの画面等を表示することにより、アプリの視認性や操作性がわかるように工夫すること

・利用者・ユーザー登録に関すること

iii) ポイントの設計・運用

iv) 健康アプリの保守

v) 独自提案・追加提案

- ・アプリ継続使用の工夫に関すること
- ・見積り範囲内で実施可能な独自提案（インセンティブ経費・ポイント原資としての経費は除く）や今後予定されているアプリの追加機能など
- ・別見積もりで対応可能な追加提案

(ウ) なお副本については、会社名、ロゴマーク等、作成者が特定される表示は一切しないこと

③機能要件一覧（様式8）

(ア) 企画提案書の最後に綴じ込むこと。（②のページ数には含めない）

(イ) 既定の書式に記載している各種機能要件について、それぞれ対応する記号を記入した上で提出すること。

【記号対応表】

| 対応の可否            | 記号 |
|------------------|----|
| 標準仕様で対応可         | ○  |
| 代替機能やカスタマイズによる対応 | △  |
| 対応不可             | ×  |

### ③工程表（任意様式）

- (ア) 機能要件一覧（様式8）の最後の綴じ込むこと。（②のページ数には含めない。）
- (イ) A4版又はA3版の、自由様式とする。
- (ウ) 企画提案者と本市の役割分担が明確に分かるようにすること。

### ④見積書（任意様式）

- (ア) A4版の自由様式とする。
- (イ) 消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。
- (ウ) 業務内容別に積算根拠を具体的に示す内訳書を添付すること。
  - i) 健康アプリ整備、導入作業費
  - ii) 令和5年度運用費（概ね500名利用で算出）
  - iii)（参考）令和6年度運用費（概ね3,000名利用で算出）
- (エ) 「2. 事業概要」の「(4) 提案上限額」を超える金額の場合は失格とする。

### (3) 提出方法

「5. 参加表明」の「(2) 提出方法」と同様とする。

### (4) 提出期間

令和5年7月12日（水）から7月28日（金）まで

### (5) 提出先

「5. 参加表明」の「(4) 提出先」と同様とする。

### (6) 提出書類作成の留意事項

- ①提出された企画提案に関する書類の修正又は変更は認めない。
- ②提出された企画提案に関する書類は返却しない。
- ③提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

## 7. 選定方法

### (1) 選定方法

本業務の受託者の選定は、泉大津市健康アプリ導入・運用業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査において、次により決定する

なお、企画提案者が1者の場合でも審査を行い、優先交渉権者としての可否を決定するが、評価点の合計が満点の6割に満たない場合は、優先交渉権者として認めない。

なお、審査委員会の事務局は、本市政策推進部政策推進課があたる。

- ①応募者が4者以上あった場合は、事務局において、企画提案者の提案について【別紙1】審査基準に示す審査基準に基づいて書面審査による第1次審査を行い、合計点数の総計の上位3者をプレゼンテーション及びヒアリングによる第2次審査の対象者として選定する。

- ②第1次審査の結果は8月1日（火）に「第1次審査結果通知書」を電子メールにて通知する。
- ③第2次審査は、企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査委員会において、【別紙1】審査基準に示す審査基準に基づいて評価し、第1次審査の結果と合わせて、もっとも高い評価を得た提案者を優先交渉権者とする。なお、第1次審査を行わなかった場合は、第2次審査において、第1次審査の審査項目を併せて審査する。
- ④最高点の企画提案者が複数であった場合は、審査委員会の議決により、優先交渉権者を決定する。
- ⑤第1次審査、第2次審査ともに、評価、採点に関する異議は受け付けない。

## (2) 第2次審査の実施

企画提案書等の記載内容について評価するため、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

### ① 実施日時

令和5年8月4日（金） 予定

詳細はプレゼンテーション等開催通知書で指定する。

### ②実施場所

大阪府泉大津市東雲町9番12号 泉大津市役所

### ③実施方法

(ア) 持ち時間は1者につき40分程度（プレゼンテーションを20分以内、質疑応答（ヒアリング）を20分程度）とする。

(イ) 使用する資料は、「6. 企画提案書等の提出」の提出書類②～④とし、資料の追加は認めない。ただし、提出済資料内の画面デモ等を準備出来る場合はこの限りではない。

(ウ) プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器類（電子データを含む）は、各企画提案者が持参すること。なお、プロジェクターとスクリーンは事務局が用意したものを使用すること。

(エ) 会場に入室できるのは、3名以内とする。

(オ) プレゼンテーション時の資料は全て社名等を秘匿したものを使用し、提案事業者は、名札やバッジ等自社の社名を特定できるようなものを身に付けず、自社の社名等を発言しないこと。

(カ) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

### ④選定結果通知（第2次審査の結果通知）について

第2次審査についても、【別紙1】審査基準に示す基準に基づき評価する。第1次審査（250点満点）と第2次審査（650点満点）の合計が、最も高い企画提案者を優先交渉権者として選定する。令和5年8月7日（月）（予定）に「選定結果通知書」を電子メールにて第2次審査参加事業者に送付する。「選定結果通知書」では採点結果を記載し、優先交渉権者として選定された事業者及び次点となった事業者には、その旨も通知する。

### ⑤プロポーザルの審査結果の公表について

上記の審査を経て、優先交渉権者として選定された者についての名称と、本プロポーザル結果を泉大津市ホームページで公開する。

## 8. 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積金額が提案上限額を超えた場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至り、審査委員会が失格と認めた場合
- (6) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

## 9. 契約の締結

優先交渉権者と本市政策推進部政策推進課で、必要に応じて事業内容について協議し、契約を締結するための仕様内容の調整を行い、契約内容を確定する。契約内容の確定後、優先交渉権者を契約の相手方として契約書を取り交わし、契約を締結する。

ただし、仕様の調整において双方合意に至らない場合は、次点となった事業者と「仕様の調整」を行い、これを契約者とすることもあり得る。

## 10. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて提案事業者の負担とする。
- (2) やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消す場合がある。その場合においても、プロポーザルに要した経費を泉大津市に請求できない。
- (3) 提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。なお、提出書類は企画提案選定を行う作業に必要な範囲において、複製をすることがある。また、泉大津市情報公開条例(平成10年泉大津市条例第10号)に基づき請求があった場合は、公開の対象となる。
- (4) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式7)を令和5年7月28日(金)午後5時15分までに、政策推進課へ提出すること。辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益は無い。

## 11. 事務局

本業務に関する事務局及び問い合わせ先は、下記のとおり。

〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号

泉大津市政策推進部政策推進課

TEL 0725-33-1131 (代表)

E-Mail jyouhou-i@city.izumiotsu.osaka.jp

附 則

この要領は、令和5年6月30日から施行し、業者選定後、契約を締結した翌日をもってその効力を失う。